平成２６年（フ）第４８号
長野県飯山市大字飯山2280番地３
破産者　渡邉　清隆
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４４号
長野県松本市村井町西１丁目25番８号　レオパレスアルカディア209号、住民票上の住所長野県長野市大字高田335番地２　春日ハイツ102号
破産者　中澤八千代（旧姓徳武）
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２１１２号
名古屋市熱田区花表町17番20号　花表団地916号、開始決定時の住所名古屋市中川区万場１丁目1105番地　ラビデンス岩塚西602号
破産者　石崎　宣夫
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７０８号
堺市中区深井中町915番地２　ＷＡＫＯマンション103号
破産者　新保　高明
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５３０号
山口県美祢市大嶺町西分2571番地、開始決定時の住所神戸市北区甲栄台１丁目９番３―404号
破産者　吉村　　潔
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８７号
兵庫県宝塚市中野町19番21号　市営中野住宅、前住所兵庫県宝塚市小林３丁目10番５号
破産者　下庄ガラス店こと　下庄　豊明
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目２番１―601号、前住所兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目１番１―1307号
破産者　松岡　達也
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２９５号
兵庫県姫路市苫編653番地６
破産者　湯淺ゆみこ
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第１８号
奈良県五條市今井３丁目７番18号和光ハイツ21号
破産者　川西　正己
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第６号
福島県南相馬市原町区橋本町２―35―１、開始決定時の住所福岡県筑後市大字熊野171番地18
破産者　熊谷　　宏
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第８０４号
福岡県中間市中鶴２丁目５番44号
破産者　松崎　尚人
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４０８号
北九州市小倉南区志井６丁目15番３号
破産者　吉田　政子
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第４１５号
北九州市戸畑区牧山新町７番25―303号
破産者　鬼塚　　誠
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３９１号
熊本県合志市栄1298番地
破産者　塚本　雄二
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４６４号
熊本市西区春日８丁目16番38号
破産者　三溝千代美（旧姓林）
1　決定年月日　平成26年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第８８号
茨城県ひたちなか市東大島１丁目10番６号、住民票上の住所茨城県水戸市上水戸２丁目２番20―402号　スカイタウン上水戸
破産者　石原　　豊
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２３７号
茨城県鉾田市畑田2149番地２
破産者　細川　勝彦
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３２号
栃木県小山市城北３丁目９番地14　あおばハイツ103号室
破産者　北條　照夫
1　決定年月日　平成26年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部